

定 款

一般社団法人北多摩薬剤師会

平成26年3月10日作成
平成26年3月10日認証

一般社団法人北多摩薬剤師会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人北多摩薬剤師会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都立川市に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、昭島市、国立市、武蔵村山市、東大和市及び立川市（以下、「各市」という。）の薬剤師会と連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、国民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 薬剤師の倫理及び職能向上に関する事業
- (2) 薬事衛生の向上・薬業環境の整備のための事業
- (3) 医薬品の適正供給を確保し地域医療に貢献するための事業
- (4) 健康保険法等に基づく適正な保険調剤を確保するための事業
- (5) 薬学教育への支援・薬学生の実務実習支援に関する事業
- (6) 薬事関連法令等遵守の啓発に関する事業
- (7) 医薬品等の試験検査に関する事業
- (8) 薬事関係情報の提供に関する事業
- (9) 公衆衛生の向上及び学校その他集団施設の環境衛生改善に関する事業
- (10) 日本薬剤師会、東京都薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
- (11) 会員の相互扶助及び福祉増進に関する事業
- (12) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (13) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合及び法令に定める場合には、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 会員及び社員

(会員及び社員の資格)

第 5 条 当法人は、各市において居住する薬剤師、薬局若しくは医薬品販売業を営み、又はこれらの業務に従事する薬剤師、その他当法人の事業に賛同して入会した個人又は法人をもって会員とし、次の4種を置く。

- (1) 正 会 員 薬剤師（各市薬剤師会に所属する者に限る）
- (2) 賛助会員 薬剤師以外の者で、薬局又は医薬品販売業を営む者、その他薬学又は薬業に関係のある者
- (3) 準 会 員 過去に当法人の正会員であった者で、異動・転勤・転居等により各市を離れたあとも、当法人の会員にとどまることを希望した者
- (4) 名誉会員 長年にわたり当法人に貢献した者で、各市薬剤師会から推薦のあった者

- 2 前項に規定する正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 第1項に規定する正会員は、公益社団法人東京都薬剤師会の会員になるものとする。
- 4 賛助会員、準会員及び名誉会員の入会は、当法人の理事会の承認を受けなければならない。

（正会員の入会）

第 6 条 正会員になろうとする者は、入会申込書を所属する各市薬剤師会に提出し、当法人の理事会の承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第 7 条 会員は、当法人の事業活動において経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負い、支払いの方法については、別に理事会において定める。

（会員の義務）

第 8 条 会員は薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。
2 会員は、この定款の定め並びに社員総会及び理事会で決められた事項を遵守しなければならない。

（会員の資格喪失）

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会したとき
(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
(3) 第7条に規定する会費等の納入を怠り、催促を受けた後、1年を経過してもなお納入しないとき
(4) 正会員が各市薬剤師会の会員の身分を失ったとき
(5) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
(6) 除名されたとき
2 前項により会員の資格を喪失したときは、当法人に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

（退 会）

第10条 会員は、退会届を当法人に提出することにより、任意に退会することができる。
2 正会員の退会届は、所属する各市薬剤師会を通じて提出するものとする。

（除 名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) この定款の定め並びに社員総会及び理事会で決められた事項を遵守する義務を履行しないとき
(2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は当法人の名誉を毀損したとき
(3) その他除名すべき正当な理由があるとき
2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その社員総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 当法人は、会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときも、当該会員に対して既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した会員名簿を作成する。

2 会員は、届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに当法人に届け出なければならない。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、社員たる正会員をもって構成する。

(総会の権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 社員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 会員が当法人に対して負担すべき、入会金、会費その他の決定
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲渡
- (10) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (11) 解散及び残余財産の処分
- (12) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第17条 社員総会は、理事会において決定した場所において開催する。

(招集)

第18条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 社員総会を招集するときは、会長は、社員総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の30日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合は、2週間前まで短縮することができる。
- 3 あらかじめ社員の承諾を得たときは、当該社員に対し、前項の書面による通知に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長・副議長)

第19条 社員総会の議長及び副議長各1名は、当該社員総会において選出する。

(議決権)

第20条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第22条 社員は、当法人の社員1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 社員総会の議長及び会議に出席した社員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設定)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、5名を副会長とする。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定める順位により、副会長が会長の業務を代行する。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事を選任は、社員総会の決議によって行う。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者の中から選定することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、当法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び使用人が含まれてはな

らない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

- 6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものは除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。

（理事の職務権限）

- 第26条 理事は、理事会を構成し、職務の執行を決定する。
- 2 会長は、当法人を代表し、会務を統括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。

（監事の職務権限）

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（任期）

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
 - 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 理事及び監事は、辞任又は任期の満了において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

- 第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（顧問及び相談役）

- 第30条 当法人に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間と同一とする。
 - 3 顧問及び相談役は次の職務を行う。
 - （1）会長の相談に応じること。
 - （2）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
 - 4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。
 - 5 前項の規定にかかわらず、顧問及び相談役のうち、法律的、経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。ただし、その報酬額は理事会の決議を経なければならない。

（責任の免除）

- 第31条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 3 2 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 3 3 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招 集)

第 3 4 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定める順位により、副会長がこれを招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の時間、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 3 5 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定める順位により、副会長が議長となる。

(決 議)

第 3 6 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 3 7 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 3 8 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 基 金

(基金の拠出)

第 3 9 条 当法人は、その財政的基盤の維持を図るため、会員又は第三者に対して基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第40条 基金の募集、割当て及び払込等の手続については理事会の決議を得るものとする。

(基金拠出者の権利)

第41条 当法人は、基金の拠出者に対して、当法人と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い、基金の返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

2 基金は、拠出者との契約で定める日まで返還しないものとする。

(基金の返還手続)

第42条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(基金利息)

第43条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

(代替基金の積立)

第44条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第7章 資産及び会計

(財産の管理及び運用)

第45条 当法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により定める。

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(資産の構成)

第47条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄付金収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出するものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 定時社員総会においては、前項第1号及び第2号の書類はその内容を報告し、前項第3号から第6号までの書類は、承認を受けなければならない。
- 3 会長は、第1項の書類のほか、次の書類を当法人の主たる事務所に5年間備え置き、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第49条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の目的を持つ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第53条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第54条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	椎 木 滋 郎
設立時理事	平 井 有
設立時理事	池 嶋 謙
設立時理事	藤 沼 昭 雄
設立時理事	加 島 寛 之
設立時理事	藤 本 睦
設立時監事	鏑 木 康之郎